

川上ダム建設促進に関する

要 望 書

平成17年1月6日

川上ダム対策委員会協議会

川上ダム建設促進に関する要望書

寒冷の候 貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成16年12月5日に京都で開催された淀川水系流域委員会ダムワーキング部会において、河川管理者は、川上ダムの即効性と必要性について中間とりまとめを発表し、翌日には新聞報道がなされたところですが、12月20日の流域委員会では、「ダム建設の必要性について速やかに結論を出すこと」という意見書(案)が出されました。

昭和42年、建設省(現、国土交通省)が予備調査を開始後、37年の歳月が経過しました。この間、私たち水没移転者は、苦渋の決断をして新しい移転地に移住し、平成16年3月に水没全戸移転完了に伴う水没移転者の離村式を、同年6月には集団移転地(31世帯)の開村式を執り行い、生活再建に向け、確実に一歩ずつ歩み始めているところです。

しかしながら、先の流域委員会の意見書についての報道を見聞きすると、これまでの水没移転者の苦労は何であったのかという怒りを感じます。私たちは、400年以上前に川上の地を苦労して開き、発展に努力をしてこられた先祖のご霊体を掘り起こし移転をさせるということまでしてきました。永きにわたる川上ダムとの関わり、ダム問題による混乱と苦しみは、私たち移転者にとっては一日たりとも忘れることが出来るものではありません。同時に治水機能、利水、発電の目的を持った川上ダムという公共事業を受け入れた私たちの苦渋の判断は正しかったと確信しております。また、私たちは、川上ダム湖に満々と水が貯えられる日を一日千秋の想いで待っております。

貴職におかれましては、先祖伝来の住み慣れた土地を離れ、断腸の思いで移転した私たち水没移転者の事情をご賢察いただき、河川管理者に対して提言されますよう要望致します。

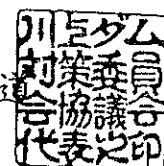
平成17年1月6日

淀川水系流域委員会

委員長 芦田 和男 様

川上ダム対策委員会協議会

代表 古川 喜



代表 川上 正

